

## 【アメリカ】アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2020年10月30日、米国オリンピック・パラリンピック委員会（USOPC）に対する連邦議会の権限強化等を含む、アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法が成立した。

### 1 背景及び経緯

米国オリンピック委員会（United States Olympic Committee: USOC）は、1978年アマチュアスポーツ法<sup>1</sup>（1998年の改正法<sup>2</sup>により、現在は「オリンピック・アマチュアスポーツ法」<sup>3</sup>）により、米国のオリンピック関連の全活動を統括する中央組織として認定された<sup>4</sup>。USOCは、2019年6月に名称変更され、米国オリンピック・パラリンピック委員会（United States Olympic & Paralympic Committee: USOPC）とされた。USOPCは、オリンピック等の国際大会の役員選出、選手の選考決定権を有する。USOPCは内国歳入庁（IRS）が認定する非営利法人であり、原則として連邦予算を受けず、寄附金、IOCから分配されるテレビ放映権料等により活動する。USOPCは、国際大会に関連する競技の国内統括団体（National Governing Bodies: NGBs）<sup>5</sup>を承認する。NGBsは、国際大会のために代表選手を推薦する。NGBsも、IRSが認定する非営利法人であり、寄附金、USOPCからの補助金等により活動する。

近年、NGBsの1つである米国体操連盟において、全米チームの医師が、20年以上にわたり、300名を超える選手に対して性的虐待を行ってきたことが表面化した。当該医師は有罪判決を受けて服役中であり、同連盟も被害者に対する賠償金の支払のために破産した<sup>6</sup>。指導者等による選手に対する違反行為は、このほか、テコンドー、スピードスケート、水泳等のNGBsにおいても報告された。これらの事件を受け、2017年3月に、虐待からアマチュアスポーツ選手を保護することに関し、USOPCとNGBsに管轄権を行使する独立組織であるセーフスポーツ・センター（U.S. Center for SafeSport. 以下「センター」）が始動した。2018年には、第1弾として、このセンターを法制化し、また、新たに懲罰的損害賠償の請求を認めること等により、1986年児童虐待被害者権利法<sup>7</sup>を強化する改正法<sup>8</sup>が制定された。さらに、2020年10月30日に、第2弾として、2に概要を紹介するアマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法<sup>9</sup>が成立した。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

<sup>1</sup> Amateur Sports Act of 1978, P.L.95-606.

<sup>2</sup> Olympic and Amateur Sports Act Amendments of 1998, P.L.105-277, §§ 142, 143.

<sup>3</sup> この法律の構成は、第1節 USOPC (36 U.S.C. (以下略) §§ 220501-220513)、第2節 NGBs (§§ 220521-220530)、第3節 若年スポーツ選手安全維持補助金 (§ 220531)、第4節 全米セーフスポーツ・センター (§§ 220541-220543)、第5節 USOPCの解散及びNGBsの認可の取消し (§§ 220551-220552) である。1998年時点の抄訳は、「オリンピック・アマチュアスポーツ法(抄)」小笠原正ほか『スポーツ六法2014』信山社、2014, pp.790-794 参照。

<sup>4</sup> 昇亜美子「米国オリンピック・パラリンピック委員会のガバナンスに関する一考察：障がい者スポーツとパラリンピックの位置づけを中心に」『日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会紀要』2020.9, p.16.

<sup>5</sup> オリンピックのためのNGBsは45団体ある。パラリンピックは、USOPCの下にある団体（U.S. Paralympics）が直接に6団体を、オリンピックのためのNGBsが16団体を、その他が6団体を統括する。Member Organization. U.S. Olympic & Paralympic Committee website <<https://www.teamusa.org/About-the-USOPC/Structure/Member-Organizations>>

<sup>6</sup> S. Rep. No. 116-245, at 4-5 (2020).

<sup>7</sup> Child Abuse Victims' Rights Act of 1986, P.L.99-500, 18 U.S.C. § 2255.

<sup>8</sup> Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017, P.L.115-126; 原田圭子「【アメリカ】スポーツ選手を虐待等から保護する法律」『外国の立法』No.275-1, 2018.4, pp.2-3.

<sup>9</sup> Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020, P.L.116-189. <<https://www.congress.gov/116/pl>>

## 2 2020年の改正法の概要

### (1) USOPC・NGBsに対する連邦議会の権限強化（36 U.S.C. §§ 220551, 220552）

連邦議会は、両院合同決議<sup>10</sup>により、USOPC 理事会の解散及びNGBs の認可の取消しを行うことができ、当該解散及び認可の取消しは、決議の制定日に効力を生ずる。これらの改正は、この法律の制定日（2020年10月30日）から1年後に施行される。

### (2) USOPCによるNGBsの監督（§ 220503(16)）

USOPC は、心理的、身体的及び性的な虐待のない、選手にとっての安全な環境の創出のためのポリシーを含め、その順守及び実施につき、効果的にNGBs を監督する。

### (3) USOPC 理事会の構成（§ 220504(b)(2)(C)）

USOPC 理事会の3分の1以上が、アマチュアスポーツ選手から成り、又はその選手により選出され、かつ、20%以上が現・元米国代表選手から成るようにする。

### (4) USOPC の義務（§ 220505(d)）

USOPC は、次のポリシー等の採択、実施等の義務を負う。①未成年のアマチュアスポーツ選手への児童虐待の苦情を、直ちに法執行機関及びセンターに報告すること、②NGBs が、センターのポリシーと合致して、児童虐待の苦情を報告するポリシー等の実施を保障すること。

### (5) 違反行為を行う者に対する転職支援の禁止等（§§ 220507(c), 220524(10), 220541(a)(1)(G)）

USOPC 又はNGBs は、性的違反行為に関するセンターのポリシーに違反する組織の職員等に対し、転職の支援をしてはならない。センターは、虐待によりUSOPC、NGBs 等から追放された者の包括的なリストを含む、公衆がアクセス可能なウェブサイトを作成・維持する。

### (6) 報復の禁止（§§ 220509(c), 220542(a)(2)(G)）

USOPC、NGBs 又はその職員等は、身体的虐待、セクシャル・ハラスメント等の公式の苦情を申し立てる者等に報復してはならない。報復を行った者は、直ちに雇用を終了されるか、又は無報酬の停職とされる。USOPC は、報復を受けた者に対し、肉体的・精神的な苦痛のための損害賠償及び相当な弁護士費用を支払う。報復を行ったのがNGBs である場合には、USOPC は、支払った損害賠償をNGBs に請求できる。センターは、USOPC 又はNGBs に対し、虐待を報告した者等への報復を禁ずる手続をそのポリシーに含める。

### (7) NGB の認可（§ 220521(d)）

USOPC はNGB を認可（certification）し（従来は承認（recognition））、当初はこの法律の制定日から8年以内に、その後は4年に1度以上の頻度で、①NGBs の認可の継続に関する全ての事項の審査、②NGBs の認可の継続に条件を付することを含め、適切と判断する措置等を行う。

### (8) センターの運営費用（§ 220541(g)）及び被用者等の義務（34 U.S.C. § 20341(c)(9)）

USOPC は、センターの運営費用として、2021会計年度は2021年1月4日までに、2022会計年度以降は1月の最初の営業日終了より前に、毎年2000万ドル（約20億8000万円）を支出する。児童虐待が疑われる事件の通報義務を有する者に、センターの被用者及び代表を加える。

### (9) 米国オリンピック・パラリンピックの現況に関する委員会の設立（第11条）

連邦議会は、期間限定の委員会を設け、召喚令状の発出を認め、改革案、USOPC 理事会の多様性、NGBs の機能等につき、期限内に事実認定及び勧告を提出させる。

[aws/publ189/PLAW-116publ189.pdf](#)

<sup>10</sup> joint resolution. 各院で可決され、大統領の署名を経て、法律としての効力を有する決議。